

生命保険料控除の改組

(担当: 加藤)

個人の所得税及び住民税における生命保険料控除制度が、保険ニーズの多様化や社会保障を補完する観点から、平成 22 年の税制改正において改組され、既存の「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」に加え、新たに「介護医療保険料控除」が創設されることになりました。

新制度の対象となる介護医療保険契約

- 平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係るもの
- 保険始期が平成 23 年 12 月 31 日以前の契約で、平成 24 年 1 月 1 日以降に対象となる特約の中途付帯等が行われた契約（団体契約の場合は、契約単位で特約の中途付帯等が行われた契約）

新制度の保険料控除額（所得税）

年間の支払保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2 +10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等×1/4 +20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

新制度の保険料控除額（住民税）

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等×1/2 +6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等×1/4 +14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

従前の保険契約の取扱い

平成 23 年 12 月末以前始期の保険契約については、所定の契約内容の変更手続きが行われない限りは引き続き、税制改正前の生命保険料控除（旧制度）が適用されます。

旧制度の保険料控除額（所得税）

年間の支払保険料等	控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等×1/2 +12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等×1/4 +25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

旧制度の保険料控除額（住民税）

年間の支払保険料等	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2 +7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等×1/4 +17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

新旧契約双方で適用を受ける場合

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合は、新旧それぞれの契約に係る控除額を計算して合算します。なお、旧契約の一般生命保険料控除額と個人年金保険料控除額の合計が 10 万円となる場合でも、新たに介護医療保険料控除の適用を受けるときの最大の控除限度額は 14 万円とならず 12 万円となります。また、住民税の最大控除限度額は改正後も 7 万円のままであります。

適用時期

平成 24 年 1 月 1 日以降に損害保険会社または生命保険会社等と締結した保険契約から順次、税制改正後の生命保険料控除（新制度）が適用されることとなります。